

『交通事故被害にあった場合の対処方法』

歩行中あるいは自動車運転中に交通事故に遭うことはよくあることです。今回は被害にあった場合の留意点について実践的な面から重要な点をいくつか説明したいと思います。

1. 交通事故にあって怪我をした場合、入院あるいは通院して病院で治療を受けます。多くの場合は加害者が任意保険に加入しており、その治療費は保険会社が支払ってくれます。そして、保険会社は国民健康保険を使って治療して欲しいと被害者に頼むことがあります。この場合、できるのであれば国民健康保険を使った方が良いと思います。交通事故の場合、過失相殺にあるケースが多く、それが適用される場合は、治療費の額が少ない方が被害者の負担が少なくなるからです。
2. 重傷で入院中、通院中に、保険会社は一応の休業補償を内金として支払ってくれます。しかし被害者の希望通りには支払いを続けてくれず加害者側に弁護士が入ってきた場合には、それが打ち切られることがあります。そこで、治療中は加害者側に弁護士が入らないようにして、できるだけ損害の内金を長く支払ってもらうことが必要です。そのためには
 - ①事件屋や強談する人に頼まない
 - ②無理な感情的な要求をしない
 - ③保険会社に無断で転院するなど不自然と思われるような治療を続けず、などのことが必要です。
3. また通院の場合、適正な慰謝料を将来計算してもらうためには、週2回以上の病院への通院が必要です。
4. 治療を続けていて一番問題になるのは、症状固定の時期です。症状固定というのは、それ以上治療を続けても、それ以上の改善が見込めない状態です。症状固定になると、そこで治療費、慰謝料、休業損害等の支払いが全てストップします。そこで後遺症の等級認定をして、その等級に応じた慰謝料、逸失利益が支払われるわけですが、等級が認定されず、損害が支払われないケースも多くあります。そうすると症状は残って治療は続けているのに、その治療費は自分で支払わなければならないということが起こるわけです。保険会社は被害者に対し、早く症状固定をすることを求めます。これは保険会社の支払いを少なくするためです。しかし、被害者としては症状が残り、治療を続けているのに治療費等を打ち切られてはたまりません。症状固定については、慎重に時期を選ぶべきです。治療中、最も重要なことは、この時期の問題であるということをお心に銘じておいてください。

なお、治療費、慰謝料、休業補償、入院雑費、交通費、後遺症の損害等の計算は、症状固定後に行い、損害の請求するのが一般的な方法です。